



福県医発第2279号(地)

平成19年 3月30日

各 医 師 会 長 殿



福 岡 県 医 師 会
会長 横 倉 義 武



労災診療費審査点検事務の補助に係る試行について

近年の労災補償行政は、行財改革の進展等により、人員の大幅削減等非常に厳しい状況におかれており、このような状況の中で、厚生労働省においては、より一層の事務の効率化を図るため、都道府県労働局において行っている労災診療費の「審査点検事務」の一部を財団法人労災保険情報センター（以下、「RIC」という。）に補助させることについて、検討を重ねています。

ご承知のとおり、現在RICにおいては、労災診療費の事務的な事前点検を行っているところですが、検討されている審査点検事務の補助は、その内容を大きく変更するものではありません。ただし、RICにとの契約の有無にかかわらず、全ての労災指定医療機関を対象に、労働局職員の指導の下、RIC職員が照会等を行うこととなります。

この審査点検事務の一部をRICが行うことにつきまして、その効果を検証するため、平成18年9月より群馬県医師会及び熊本県医師会にご協力の下、試行を実施し、その結果、両県とも円滑に実施されていることが確認されています。

この結果を受けまして、原則平成19年4月より全ての都道府県を対象に拡大することとなり、日本医師会並びに福岡労働局より協力依頼がありました。

そこで、平成19年3月27日開催の第3回労災・自賠医療委員会並びに3月29日開催の全会第39回全理事会で協議の結果、本件について協力することとなりました。

つきましては、本件について、会員各位へ周知方よろしくお願いいたします。特に、RICが労働局に代わって、直接労災指定医療機関に照会等を行うこととなりますので、トラブルがないよう周知・徹底方お願いいたします。



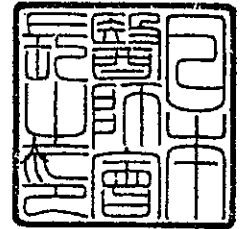
小郡三井医師会より

担当理事 島田昇二郎

平成 19 年 3 月 1 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
唐 澤 祥



労災診療費審査点検事務の補助に係る試行について

平素より、日本医師会会務および労災保険診療に関して格段のご理解とご協力を賜わり、厚く御礼申し上げます。

近年の労災補償行政は、行財政改革の進展等により、人員の大幅削減等非常に厳しい状況におかれており、このような状況の中で、厚生労働省においては、より一層の事務の効率化を図るため、都道府県労働局において行っている労災診療費の「審査点検事務」の一部を財団法人労災保険情報センター（以下、「RIC」という。）に補助させることについて、検討を重ねているところであります。

ご承知のとおり、現在RICにおいては、労災診療費の事務的な事前点検を行っているところですが、検討されている審査点検事務の補助は、その内容を大きく変更するものではありません。ただし、RICとの契約の有無にかかわらず、すべての労災指定医療機関を対象に、労働局職員の指導の下、RIC職員が照会等を行うこととなります。

この審査点検事務の一部をRICが行うことにつきまして、その効果を検証するため、平成18年9月より群馬県医師会及び熊本県医師会のご協力の下、試行を実施し、その結果、両県とも円滑に実施されていることが確認されております。

この結果を受けまして、厚生労働省においては、原則として平成19年4月より1年間、すべての都道府県を対象に試行を拡大することといたしました。

つきましては、本試行に関し、各都道府県労働局担当者が、貴医師会へ直接説明に伺うこととなっておりますので、よろしくご対応いただきたくお願い申し上げますとともに、特に、RICが労働局に代わって、直接労災指定医療機関に照会等を行うこととなりますので、貴会関係会員に対する周知方特段のご配慮をいただきたく併せてお願い申し上げます。

[添付資料]

- ・ 労災診療費審査点検事務の補助に係る試行の拡大について（依頼）

（平 19.3.1 基労補発第 0301002 号 厚生労働省労働基準局労災補償部補償課長）





基勞補発第0301002号

平成19年3月1日

日本医師会

会長 唐澤祥人 殿

厚生労働省労働基準局

労災補償部補償課長

労災診療費審査点検事務の補助に係る試行の拡大について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災補償行政を取り巻く情勢は、行財政改革の進展の下、極めて厳しい状況にあります。

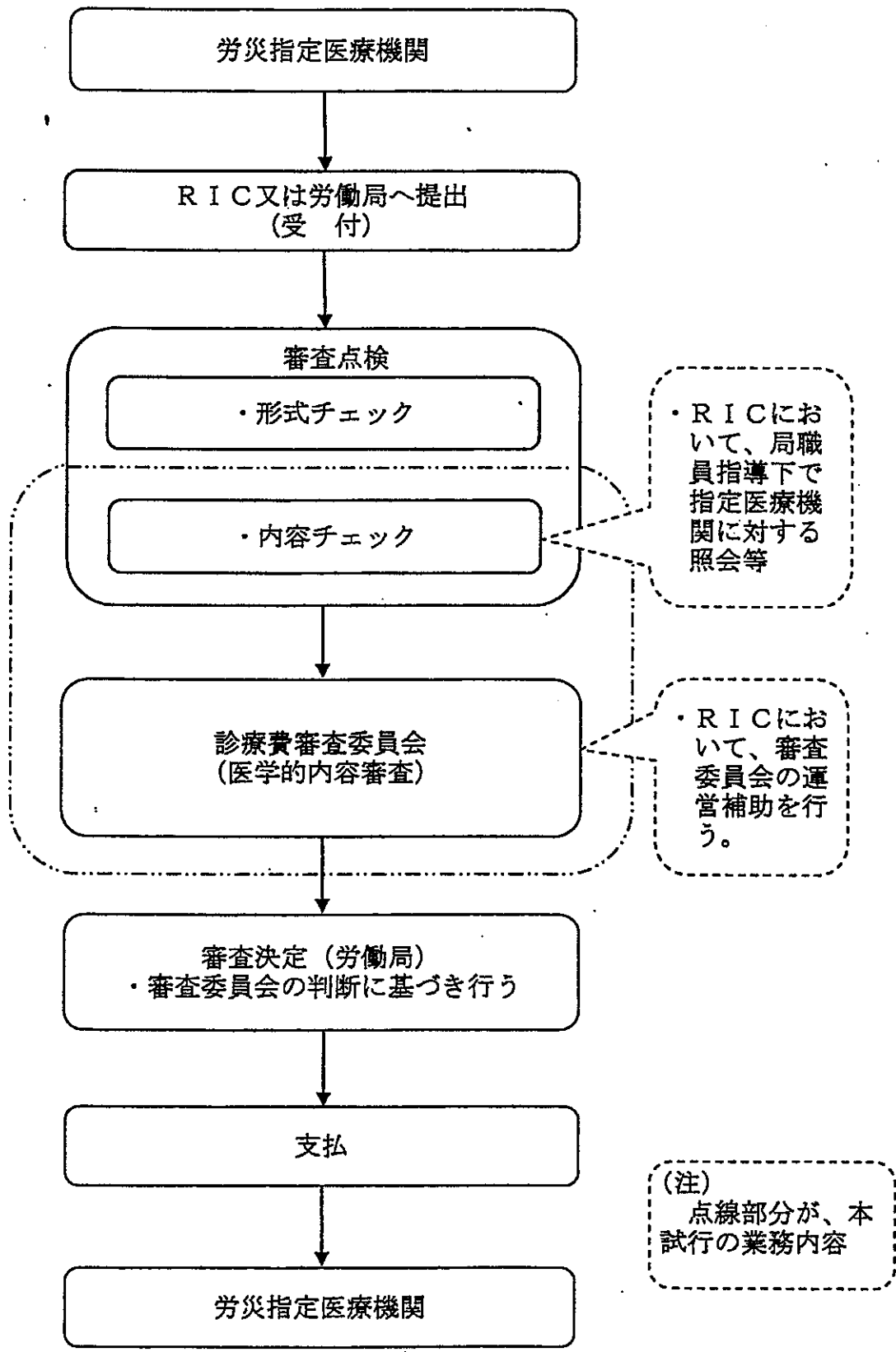
このような状況に対応し、今後とも安定した労災医療の運営を確保していくため、これまで行政において行っていた審査点検事務の一部を（財）労災保険情報センターに補助させ、委託業務の範囲を一部拡大することにつきまして、群馬労働局及び熊本労働局においてその試行を実施してまいりました。

本試行につきましては、貴会並びに群馬・熊本両県医師会のご協力の下、昨年9月より開始し、11月までの3ヵ月間の試行結果を検証しましたところ、両局とも関係医療機関との間で円滑に実施されたことが確認されております。

この両局における試行の結果を受け、原則として平成19年4月より1年間、群馬及び熊本の2労働局から全労働局へと試行を拡大して実施することといたしましたので、本試行の趣旨をご賢察の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、各都道府県医師会への説明及び各関係医療機関への周知につきましては、十全を期すこととしておりますが、貴職からも、各都道府県医師会に対し、本試行の拡大に係る協力依頼等につきまして特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

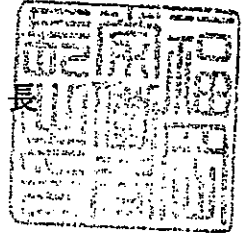
労災診療費審査点検事務の補助に係る試行概要について



福岡労発基第 67 号
平成 19 年 3 月 15 日

福岡県医師会
会長 横倉 義武 殿

福岡労働局長



労災診療費審査点検事務の補助に係る試行実施について（依頼）

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災補償行政を取り巻く情勢は、行財政改革の進展の下、極めて厳しい状況にあります。

このような状況に対応し、今後とも安定した労災医療の運営を確保していくため、これまで行政において行っていた審査点検事務の一部を（財）労災保険情報センターに補助させ、委託業務の範囲を一部拡大することにつきまして、厚生労働本省において2労働局を対象にその試行を実施し、その結果を検証したところ、円滑に実施されたことが確認されております。

この検証結果を受け、原則として平成19年4月より1年間、全労働局へと試行を拡大して実施することとされ、本労働局におきましても試行を実施することといたしましたので、本試行の趣旨をご賢察の上、ご協力いただきますようお願いいたします。

なお、本試行について貴医師会のご了解をいただきましたら、各労災指定医療機関へ別添のとおり文書を発送し、周知に十全を期すこととしておりますが、貴職からも、貴会関係会員に対する周知方特段のご配慮を賜りますよう併せてお願いいたします。

(案)

福岡労基発第 号
平成19年 月 日

各 労 災 指 定 医 療 機 関 御 中

福 岡 労 働 局 長
(公 印 省 略)

労災診療費審査点検事務の補助に係る試行について

時下、益々ご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素より労災補償行政の推進につきましては、格段のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、労災補償行政を取り巻く情勢は、行財政改革の進展の下、極めて厳しい状況にあります。

このような状況に対応し、今後とも安定した労災医療の運営を確保していくために、今般、当局で実施している審査点検事務の一部を、平成19年4月より、(財)労災保険情報センター福岡事務所(以下「RIC」という。)に試行として補助させることとなりました。

具体的には、当局指導の下に、RIC 職員が直接労災指定医療機関に照会を行うこととなります。

これにより、労災指定医療機関、当局及びRICの関係に何ら変更が生じるものではなく、また、各指定医療機関における事務処理等が変更になることはありません。

つきましては、今回の労災診療費審査点検事務の補助に係る試行の趣旨等をご理解いただき、円滑な試行の実施にご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本件につきましては福岡県医師会のご了解をいただいております。